

認可外の居宅訪問型保育事業者の 基準や監査手法等の検討の今後の論点 (案)

※第7回（4/26）の資料4を一部修正

2019年（令和元年）5月8日

1 資格・研修受講の基準の運用

- 研修の機会の確保方策
- 個人のベビーシッターの研修受講促進方策
- 事業者の自社研修や民間の研修事業者等が実施する研修の内容の確認方法

2 保育内容、健康管理・安全確保、帳簿の整備等の既存の指導監督基準の運用

※「保育所保育指針を踏まえた適切な保育の実施」等が基準として現在も適用されることが前提

- 毎日、長時間利用等の場合、配慮が必要な乳幼児を保育する場合、3歳未満児と3歳以上児の保育内容の違いなど、居宅訪問型保育特有の留意事項等
- 居宅訪問型保育事業の特性に応じた基準の運用の具体化（指導監督基準通知への反映を想定）
例：保護者との連絡、安全確保、乳幼児突然死症候群の予防、保育記録の保存・開示、苦情窓口の保護者への周知 等

3 事業者による情報開示

- 資格取得状況・研修受講状況の情報開示の方法（全国的なシステムの構築等）
- 個人のベビーシッターの情報開示の範囲

4 地方自治体による監査手法とその運用

- 居宅訪問型保育事業者（法人・個人）の標準的な監査手法（巡回支援指導との連携を含む）
- 都道府県・指定都市・中核市による監査と市町村による調査等の関係

5 その他

- 兄弟・多胎児利用の場合の幼児教育・保育の無償化の整理
- 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」の内容の見直し